

第 65 回 監査・保証基準委員会有識者懇談会 次第

2023 年 2 月 27 日（月）15 時 00 分～16 時 50 分
於：オンライン開催 ※一部、日本公認会計士協会 会議室

I 開 会

II 議 事

1. 意見聴取

- (1) 監査基準報告書 700 実務指針第 1 号「監査報告書の文例」及び監査基準報告書 700 実務ガイダンス第 1 号「監査報告書に係る Q&A(実務ガイダンス)」の改正
- (2) 財務報告内部統制監査基準報告書第 1 号「財務報告に係る内部統制の監査」の改正
- (3) IAASB の活動状況
 - ① IAASB 2022 年 9 月ボード会議以降の活動状況
 - ② 国際サステナビリティ保証基準（ISSA）5000 の開発状況
 - ③ 公開草案「ISA 500（改訂）「監査証拠」」
 - ④ 公開草案「複雑でない企業の監査基準（ISA for LCE）Part10 グループ財務諸表の監査」

2. 報告事項（資料配付）

改正監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」の周知活動

III 閉 会

以 上

配 付 資 料

No.	資 料
876	監査基準報告書 700 実務指針第 1 号「監査報告書の文例」及び監査基準報告書 700 実務ガイダンス第 1 号「監査報告書に係る Q & A（実務ガイダンス）」の改正について
877	監査基準報告書 700 実務指針第 1 号「監査報告書の文例」及び監査基準報告書 700 実務ガイダンス第 1 号「監査報告書に係る Q & A（実務ガイダンス）」の改正案
878	財務報告内部統制監査基準報告書第 1 号「財務報告に係る内部統制の監査」の改正
879	IAASB の活動状況－2022 年 9 月ボード会議以降のアップデートー
880	IAASB の活動状況－サステナビリティ報告の保証 ISSA 5000 の開発状況－
881	IAASB 公開草案「ISA 500（改訂）「監査証拠」」の概要
882	IAASB 公開草案「複雑でない企業の監査基準（ISA for LCE）Part10 グループ財務諸表の監査」の概要
883	改正監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」の周知活動

監査・保証基準委員会有識者懇談会 委員名簿

(2023 年 2 月 27 日現在)

(敬称略)

	氏 名	現 職
議長	堀 江 正 之	日本大学 商学部 教授
委員 (議長代行)	松 本 祥 尚	関西大学 会計専門職大学院 教授
委員	青 克 美	株式会社東京証券取引所 常務執行役員
委員	片 山 一 夫	公益社団法人日本証券アナリスト協会 参与
委員	井 上 隆	一般社団法人日本経済団体連合会 専務理事
委員	今給黎 真 一	株式会社日立製作所 財務統括本部担当本部長
委員	塩 谷 公 朗	公益社団法人日本監査役協会 副会長
委員	川 西 安 喜	企業会計基準委員会 委員長
委員	弥 永 真 生	明治大学 専門職大学院会計専門職研究科 専任教授
オブザーバー	齊 藤 貴 文	金融庁 企画市場局企業開示課 開示業務室長

以 上

監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」及び 監査基準報告書700実務ガイダンス第1号「監査報告書に係る Q & A（実務ガイダンス）」の改正について

第65回 監査・保証基準委員会有識者懇談会

2023年2月27日

1. 改正の経緯

1. 改正の経緯

以下の公表物の改正を受け、監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」及び監査基準報告書700実務ガイダンス第1号「監査報告書に係るQ & A」の改正案を検討した。

- 倫理規則の改正（2022年7月）
 - ▶ 監査業務の依頼人がPIE（社会的影響度の高い事業体）である場合、報酬関連情報（監査報酬、非監査報酬、報酬依存度）の開示が、要求事項として新設された。
- 監基報700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」の改正（2022年10月）
 - ▶ 我が国におけるその他の報告責任の例として、報酬関連情報を追加した。
- 監査証明府令の改正（2022年12月改正案公表。意見募集期限：2023年1月31日（火））
 - ▶ 報酬関連情報に対応するための監査証明府令改正案が金融庁から公表された。

2. 公開草案の概要

2. 公開草案の概要

- 監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」

- 報酬関連情報（監査報酬、非監査報酬、報酬依存度）を開示する場合の文例を追加

【参考】今回の改正で追加される文例の一例

■ 金融商品取引法監査の監査報告書

有価証券報告書における会社の開示内容と倫理規則R410.31（次スライド参照）で求められている開示内容が一致しているかどうかによって記載方法を選択

一致していない場合	一致している場合に認められる参照方式
<報酬関連情報> 当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれxx百万円及びxx百万円である。	<報酬関連情報> 当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（X）【監査の状況】に記載のとおりである。

【参考】倫理規則R410.31 抜粋

R410.31 会計事務所等は、R410.30 項に規定された監査役等との協議を実施した後、社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人が関連する開示を行わない場合は、R410.32 項で規定されている場合を除き、次の全ての事項を開示しなければならない。

- (1) 会計事務所等が意見を表明する財務諸表の監査に対して、**会計事務所等及びネットワーク・ファームに対して支払われた、又は支払われるべき報酬**
- (2) (2) 会計事務所等が意見を表明する財務諸表の対象期間において、**会計事務所等又はネットワーク・ファームが業務の提供の対価として依頼人に請求する(1)で開示される報酬以外の報酬**。ここで開示の対象となる報酬は、依頼人に請求する報酬及び会計事務所等が意見を表明する財務諸表に連結されている、依頼人が直接的又は間接的に支配する関連事業体に請求する報酬に限られる。
- (3) (3) 監査業務の依頼人が直接的又は間接的に支配する他の関連事業体に対して、**会計事務所等又はネットワーク・ファームによる業務の提供の対価として請求する、(1)及び(2)に基づき開示される報酬以外の報酬**（ただし、当該報酬が会計事務所等の独立性の評価に関連することを知っている場合又はそのように信じるに足る理由がある場合）
- (4) **2年連続して報酬依存度が15%を超える場合又は超える可能性が高い場合、その事実及び当該状況が最初に生じた年**

【参考】 監査報告書における記載箇所

案：その他の報告責任のセクションを設けて利害関係の前に記載

独立監査人の監査報告書

[財務諸表監査]

- 監査意見
- 監査意見の根拠
- 継続企業の前提
- 監査上の主要な検討事項
- その他の記載内容
- 財務諸表に対する経営者及び監査役等の責任
- 財務諸表監査における監査人の責任

[内部統制監査]

- 監査意見
- 監査意見の根拠
- 内部統制報告書に対する経営者及び監査役等の責任
- 内部統制報告書における監査人の責任

[報酬関連情報]

ここに記載

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

2. 公開草案の概要

- 監査基準報告書700実務ガイダンス第1号「監査報告書に係るQ & A」

- 監基報700実務指針第1号の改正で追加される文例の解説として、以下のQを新設

Q 1 - 10 監査報告書における報酬関連情報開示の適用範囲

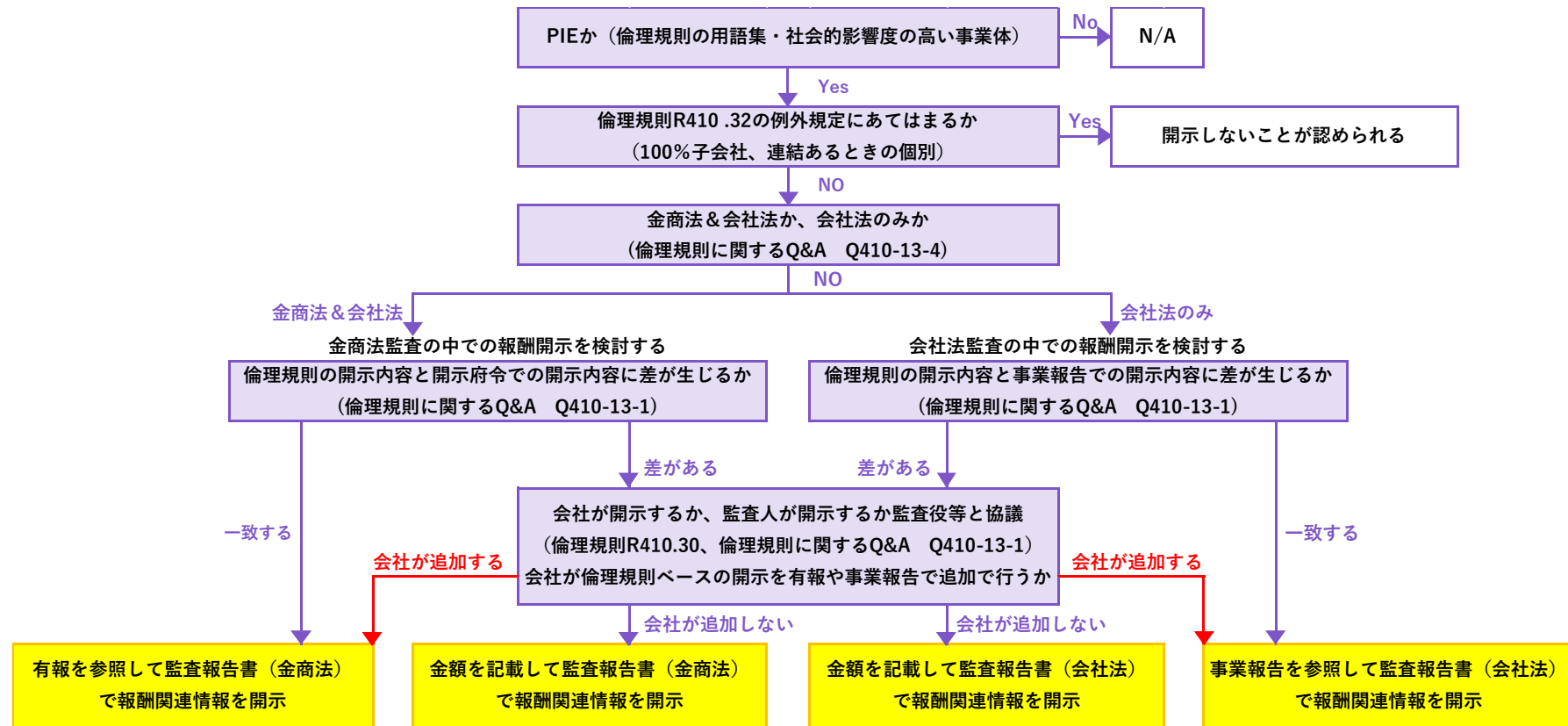
- ▶ 報酬関連情報の開示が必要かどうかの考え方

Q 1 - 11 監査報告書における報酬関連情報開示の省略等

- ▶ 開示する場合の文例の解説
- ▶ 開示の場合分けを整理したフローチャート（次スライド参照）

その他、表現等の軽微な修正を実施

【参考】Q1-11（新設）のフローチャート



今後の予定

時期	内容
2022年12月	監査証明府令改正案公表（意見募集期限：2023年1月31日（火））
2023年3月	監基報700実務指針第1号「監査報告書の文例」及び監基報700実務ガイダンス第1号「監査報告書に係るQ & A」の公開草案公表
2023年4月	監査証明府令 公布・施行
2023年7月	監基報700実務指針第1号及び監基報700実務ガイダンス第1号 確定公表

●●信頼の力を未来へ
jicpa



財務報告内部統制監査基準報告書第1号 「財務報告に係る内部統制の監査」の 改正

第65回 監査・保証基準委員会有識者懇談会

2023年2月27日

目次

1. 本改正の背景
2. 財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」の改正
3. 今後のスケジュール及びディスカッションポイント

1. 本改正の背景

1. 本改正の背景

- 内部統制基準及び内部統制実施基準の改訂

財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」の経緯

企業会計審議会内部統制部会より、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（公開草案）」が公表された。

※改訂基準及び改訂実施基準は、

2024年4月1日以後開始する事業年度における財務報告に係る内部統制の評価及び監査から適用される。



上記の改訂に対応して、内部統制監査の実務の指針である

財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」

（以下「内基報第1号」という。）の改正検討を行う。

（参考）企業会計審議会内部統制部会及び当協会の動き

時期	企業会計審議会内部統制部会	当協会
2022年10～12月	第22～24回企業会計審議会内部統制部会	臨時委員として参加
2022年12月15日	「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（公開草案）」の公表（コメント期限：1月19日）	（2023年1月17日） 意見の提出※

2. 財務報告内部統制監査基準報告書第1号 「財務報告に係る内部統制の監査」の改正

2. 内基報第1号の改正

- 改訂基準及び改訂実施基準の概要(1/2)

改訂内容の主な概要は、以下のとおりである。

※改訂本文（公開草案）：企業会計審議会内部統制部会（<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20221215.html>）

(1) 内部統制の基本的枠組み

① 報告の信頼性

- ・ 「財務報告の信頼性」を「報告の信頼性」に変更。「報告の信頼性」は、組織内及び組織の外部への報告（非財務情報を含む。）の信頼性を確保するものと定義
- ・ なお、金融商品取引法上の内部統制報告制度の目的は、あくまで「財務報告の信頼性」の確保

② 内部統制の基本的要素

- ・ 不正に関するリスクの考慮の重要性及び考慮すべき事項の明確化
- ・ 情報の信頼性の確保におけるシステムが有効に機能することの重要性の記載
- ・ 情報システムに係るセキュリティの確保の重要性の記載

③ 経営者による内部統制の無効化

- ・ 無効化に対する適切な内部統制の例示
- ・ 経営者以外の業務プロセスの責任者による無効化リスクの可能性の記載

④ 内部統制に関係を有する者の役割と責任

- ・ 監査役等及び内部監査人に関する記載

⑤ 内部統制とガバナンス及び全組織的なリスク管理

- ・ 一体的な整備及び運用の重要性及び例示（3線モデル等）の追加

2. 内基報第1号の改正

- 改訂基準及び改訂実施基準の概要(2/2)

(2) 財務報告に係る内部統制の評価及び報告	
① 経営者による内部統制の評価範囲の決定	- 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を適切に考慮すべきことを改めて強調するため、数値基準を機械的に適用すべきでない旨を記載（数値基準の段階的な削除を含む取扱いは、今後の検討予定） - 開示すべき重要な不備が識別された場合、当該不備が識別された時点を含む会計期間の評価範囲に含めることが適切である旨の明確化 - 計画段階及び状況の変化等があった場合、評価範囲について監査人は経営者の協議を通じて、指導的機能を発揮することが適切である。
② ITを利用した内部統制の評価	ITに関して留意すべき事項の記載
③ 財務報告に係る内部統制の報告	- 内部統制報告書の記載すべき事項の明示 - 重要な事業拠点の選定において利用した指標の一定割合等の決定の判断事由等を記載することが適切である旨を記載 - 前年度の開示すべき重要な不備の是正状況（付記事項）の記載の追加
(3) 財務報告に係る内部統制の監査	
-	- 経営者による内部統制の評価範囲の妥当性の評価において、財務諸表監査で入手した監査証拠を必要に応じて活用することの明確化 - 経営者との協議において、監査人の独立性の確保が必要である旨の明確化 - 評価範囲外から内部統制の不備が識別された場合、影響を考慮して、必要に応じて経営者と協議する旨を記載

2. 内基報第 1 号の改正(1/4)

＜基本方針＞

- 基準及び実施基準の改訂内容に沿った改正を行う。改訂により、新規追加又は修正された事項について、内基報第 1 号においても所要の改正を行う。
- 評価範囲の決定に関する監査人との協議において、監査人が指導的機能を発揮して、企業のリスク・アプローチに基づく内部統制の評価の実務の更なる定着に寄与できるように、改正を行う。
- 改正監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」の適合修正を行う。

2. 内基報第1号の改正(2/4)

<数値基準>

- 改訂前文にて、評価範囲の決定において、数値基準等※1を機械的に適用せず、財務報告に対する影響の重要性を適切に勘案すべきである旨が記載されている。なお、数値基準の段階的な削除を含む取扱い、今後の検討を行うこととされている。
- また、数値基準等の例示の記載箇所が、実施基準（Ⅱ 2（2））の本文から注記へ変更されている。

⇒ 上記を踏まえ、内基報第1号の所要の改正検討を行う。

【主な検討項目】

- リスク・アプローチを踏まえた参考例※2等の見直し
- 売上高とは異なる指標や追加的な指標を用いた複数の参考例の検討
- 参考例の記載箇所の変更

※1 「売上高等の概ね2／3」等

※2 現行の参考例については次のスライド参照

2. 内基報第1号の改正(3/4)

● ご参考：現行の内基報第1号第91項 <参考例1>

<参考例1>

企業の事業目的に大きく関わる勘定科目	事業拠点A (親会社一特に重要な事業拠点)	事業拠点B (販売子会社のうち、最も売上高の大きい拠点)	事業拠点C (販売子会社のうち、2番目に売上高の大きい拠点)	事業拠点D (販売子会社のうち、3番目に売上高の大きい拠点)	……	重要な事業拠点(A、B)合計	本年度の評価対象となる重要な事業拠点(A)合計
売上高	53%	14%	7%	5%	……	67%	53%
売掛金	60%	18%	5%	7%	……	78%	60%
棚卸資産	20%	13%	10%	9%	……	33%	20%

(注1) 親会社、販売子会社からなる企業集団を仮定する。

(注2) 重要な事業拠点を選定する指標は、連結ベースの売上高(内部取引消去後)による。結果、売上高の2/3程度超となる事業拠点AとBを重要な事業拠点として選定した。

(注3) 中核会社である事業拠点Aを特に重要な事業拠点として選定している。一方、事業拠点Bについては、前年度に重要な事業拠点として評価範囲に入っており、イ)前年度の当該拠点に係る内部統制の評価結果が有効であること、ロ)当該拠点の内部統制の整備状況に重要な変更がないこと、ハ)重要な事業拠点の中でも、特に重要な事業拠点でないことを確認できたため、本年度の評価対象とはしていない。結果として、本年度の評価対象となる重要な事業拠点の連結売上高に占める割合は50%程度と、「おおむね2/3」を相当程度下回っている。

(注4) 棚卸資産等の企業の事業目的に大きく関わる勘定科目の連結財務諸表の勘定科目残高に対する割合(カバレッジ)及び重要な虚偽記載が発生するリスクが高いことにより個別に評価対象に追加する業務プロセスについては、後述の《(2) 重要な事業拠点における業務プロセスの識別》《② 重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目の連結財務諸表の勘定科目残高に対する割合(カバレッジ)》及び《(3) 個別に評価対象に追加する業務プロセス》参照

2. 内基報第1号の改正(4/4)

<数値例以外の改訂内容（検討中のものも含む）>

- 基準・実施基準の改訂を受けた、用語や表現の改訂
- 評価範囲の決定に関する経営者との協議及び経営者との協議における監査人による指導的機能の発揮に関する項目の改訂検討
- 不正、経営者による内部統制の無効化に関する項目の改訂検討

3. 今後のスケジュール及び ディスカッションポイント

3. 今後のスケジュール及びディスカッションポイント

今後のスケジュール

時期	内容
2023年 2月27日	監査・保証基準委員会有識者懇談会
2023年 3月末頃	改正検討の完了予定
2023年 4月	公開草案の公表予定（コメント募集期間：2か月）
2023年 7月	確定版の公表予定 …周知活動・適用支援を行う予定
2024年 4月 1日	改訂内部統制基準・内部統制実施基準の適用開始

ディスカッションポイント

- 内基報第1号の改正検討に当たって、留意すべき事項は何か。

●●信頼の力を未来へ
jicpa



IAASBの活動状況

－ 2022年9月ボード会議以降のアップデート－

第65回 監査・保証基準委員会有識者懇談会

2023年2月27日

目次

1 IAASBのスケジュール（2022年～2025年）

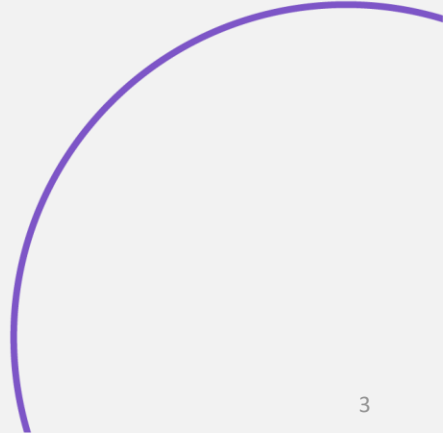
2 IAASBボード会議報告（2022年9月・12月）

(1) 継続企業 (ISA 570)

(2) 不正 (ISA 240)



1. IAASBのスケジュール（2022年～2025年）



IAASBのスケジュール（2022年～2025年）

プロジェクト名	2022年				2023年				2024年				2025年			
	Mar	Jun	Sep	Dec	Mar	Jun	Sep	Dec	Mar	Jun	Sep	Dec	Mar	Jun	Sep	Dec
LCE（複雑でない企業）の 監査基準																
グループ監査				ED				承認	PIOB							
監査証拠（ISA 500）			ED							承認	PIOB					
不正（ISA 240）								ED					承認	PIOB		
継続企業（ISA 570）	PP				ED									承認	PIOB	
上場企業及びPIE（社会的 影響度の高い事業体）	トラック1 PP	ED				承認	PIOB									
トラック2										ED				承認	PIOB	
サステナビリティ情報の保証			PP				ED						承認			
2024年から2027年の戦略及び作 業計画				ED				承認								

※ PP：IAASBボードでのプロジェクト・プロポーザルの承認

ED：IAASBボードでの公開草案又はコンサルテーション・ペーパーの承認

承認：IAASBボードでの最終承認予定

PIOB：PIOBによる最終承認予定



2. IAASBボード会議報告（2022年9月・12月）

2. IAASBボード会議報告 継続企業(ISA 570)

● プロジェクトの概要

- 2022年3月：ISA 570「継続企業」改訂に関するプロジェクト・プロポーザルを承認し、プロジェクトを開始した。主な検討領域は以下である。（2023年3月公開草案予定）

リスクの識別 及び評価	監査人が、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況をタイムリーに識別できるよう、規定を強化
継続企業の 評価期間	以下の強化を検討する。 ・ 企業に特有の事実や状況に基づき、経営者による評価期間の合理性を評価する。 ・ 評価期間を財務諸表の承認日から少なくとも12か月に延長する。
経営者による 継続企業の評価	・ 経営者による継続企業の評価に対する監査人の評価に関する要求事項の強化
透明性の強化	・ 監査役等及び規制当局等とのコミュニケーションの強化、監査報告書における透明性の強化を検討

2. IAASBボード会議報告 継続企業(ISA 570)

● 9月ボード会議以降の状況

継続企業の 評価期間	評価期間を財務諸表の承認日から少なくとも12か月に延長を求める方向に変更は無いが、評価期間が承認日から12か月未満であっても、継続企業の前提に基づく財務諸表作成について監査人が十分かつ適切な監査証拠を入手し、無限定意見を表明することができることを確認する議論が行われた。
監査報告書における 透明性の強化	上場企業の監査において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が識別された場合に、事象又は状況に対する監査上の対応を監査報告書で記載することが提案されていたが、監査報告書で一次情報を提供することへの懸念から、継続企業の前提に関する経営者の評価を監査人がどのように評価したかを説明する方向に変更になっている。

2. IAASBボード会議報告 継続企業(ISA 570)

● JICPAの問題意識と対応（前回から継続）

- 日本における継続企業の前提に関する会計基準の策定について、改めて協会内外で議論する必要性はないか。

● （参考）前回有識者懇談会の説明内容

- 日本の場合、財務諸表等規則で継続企業の前提に関する注記が定められ、財務諸表等規則ガイドラインにおいて、継続企業の考え方について監査基準に参照されている。継続企業の前提の評価に関する経営者の責任を定めた会計基準は存在しない。
- 国際的には、継続企業の前提に対する経営者の責任を定めた会計基準が存在しており、継続企業の前提に関する経営者の評価が行われ、それに関する注記があることが前提とした議論が行われている。

2. IAASBボード会議報告 不正(ISA 240)

● プロジェクトの概要

- 2021年12月：ISA 240「不正」改訂に関するプロジェクト・プロポーザルを承認し、プロジェクトを開始した。主な検討領域は以下である。
 - ▶ 財務諸表監査における、不正に対する監査人の役割と責任
 - ▶ 不正による重要な虚偽表示リスクの識別及び評価
 - ▶ 評価した不正による重要な虚偽表示リスクへの対応
 - ▶ テクノロジーの利用
 - ▶ ISA 240と他のISAの関連性
 - ▶ 不正に関連する特定の監査手続
 - ▶ 職業的懐疑心
 - ▶ 不正関連の手続の監査報告書における透明性
- 2023年12月に公開草案の承認審議を予定である。

2. IAASBボード会議報告 不正(ISA 240)

● 不正関連の手続の監査報告書における透明性

- 2022年12月ボード会議において、タスクフォースから以下が提案された。
 - ▶ 識別した不正による重要な虚偽表示リスク（不正リスク）及び監査人の対応の記載を求める。
 - 監査報告書に記載する不正リスクの選定に関する要求事項は、ISA 701[※]における監査上の主要な検討事項の決定のための要求事項をベースとする。
 - 監査上の主要な検討事項の区分に記載することを求め、小見出しにより、不正リスクに関する監査上の主要な検討事項であることを示す。
 - ▶ 識別した財務諸表の不正の防止及び発見に関連する内部統制の重要な不備の記載を求める。
- ボードメンバーからは、不正リスクに関しては、選定に関する要求事項はISA 701と同じであるべきで、ISA 240に別の要求事項を設定するべきではないという意見があった。また、内部統制の重要な不備の記載を求める提案に関しては、反対意見が多かった。

※ISA 701 : Communicating Key Audit Matters In The Independent Auditor's Report

2. IAASBボード会議報告 不正(ISA 240)

● JICPAの問題意識と対応

- 主に以下について、今後のIAASBボード会議での議論及び公開草案を注視し、必要なコメントを適宜行っていく考えである。
 - ▶ 監査報告書に記載する識別した不正による重要な虚偽表示リスクの選定は、ISA 701と同様が好ましい。また、少なくとも1つ以上の記載を必須とすると、多くの場合、収益認識又は内部統制の無効化リスクが記載されることが予想され、ボイラープレートとなる懸念がある。
 - ▶ 監査報告書における内部統制の重要な不備の記載については、監査人が一次情報を開示する場合の懸念がある。さらに、財務諸表監査と内部統制監査で開示が求められる重要な不備の取り扱いに違いが生じる可能性がある。

● (参考) 前回有識者懇談会の説明内容

- 不正関連の手続の監査報告書における透明性を含むプロジェクトの状況

(参考) 日本公認会計士協会における周知活動



10分でわかる！2022年12月IAASBボード会議

https://jicpa.or.jp/specialized_field/20221226dbd.html



2022年9月IAASBボード会議ハイライト（日本語仮訳）

https://jicpa.or.jp/specialized_field/20221005eib.html



10分でわかる！2022年9月IAASBボード会議

https://jicpa.or.jp/specialized_field/20221024dgc.html

●●信頼の力を未来へ
jicpa



IAASBの活動状況

－サステナビリティ報告の保証 ISSA 5000の開発状況－

第65回 監査・保証基準委員会有識者懇談会

2023年2月27日

目次

1 プロジェクトのスケジュール（2022年～2025年）及び概要

2 IAASBボード会議報告（2022年12月）

1. プロジェクトのスケジュール及び概要

	2022				2023				2024				2025			
	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月
▶ サステナビリティ情報の保証			PP	→				ED	→				F?	F?		

PP: Project Proposal プロジェクト・プロポーザル
 ED: Exposure Draft 公開草案のIAASB承認
 F: Final 最終基準のIAASB承認

● プロジェクトの概要

- サステナビリティ／ESG報告の保証に対する需要の高まりを受け、IAASBでは保証基準開発に向けて2022年第一四半期から様々なステークホルダーに対するアウトリーチなど情報収集活動を積極的に行ってきた。
- **2022年6月**のボード会議では、サステナビリティ／ESG保証業務の新しい**包括的基準**の開発を、緊急を要するプロジェクトとして取り組むこと、開発に際しては段階的アプローチを採用し、優先度の高い課題にまず対処すること、既存のISAE 3000（改訂）とは別の新基準を開発すること等、プロジェクトの方向性を討議した。
- **2022年9月**のボード会議では、当初12月に承認予定だったプロジェクト・プロポーザルが前倒しで承認され、新基準の名称（国際サステナビリティ保証基準（**ISSA**）**5000**「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」）、用語の定義、全体構成、開発のアプローチ等が議論された。

2. IAASBボード会議報告（2022年12月）

- ISSA 5000の開発指針案が示され、開発指針案に沿ってタスクフォースが策定したISSA 5000の具体的な一部の文案（次スライド参照）が検討された。
- **開発指針案**

ISSA 5000に含めるもの	ISSA 5000に含めないもの
優先6項目*に対処するもの	保証の枠組みやサステナビリティ報告に関する知識を有する保証業務提供者であれば知っていることが想定される概念に関する説明
包括的基準にとって適切なもの →殆ど全てのサステナビリティ保証業務に共通	サステナビリティの特定のトピックや枠組みに関するもの
適用指針のうち、「 なぜ（why） 」、「 何（what） 」を説明するもの	適用指針のうち、「 どのように（how） 」に対処するもの
一貫した基準の解釈や適用の助けとなるものだけ「 定義 」に含める	

*** 6つの優先項目：**①限定的保証と合理的保証、②報告規準の適合性、③保証業務の範囲、④証拠、⑤内部統制、⑥保証業務における重要性

(参考) ISSA 5000の構成 (案)

12月ボード会議では、ISSA 5000の一部の文案が示され、19個の質問項目について議論された。(★印の項目)

序文

範囲

適用日

目的

Part 5: 「Performance Materiality (手続実施上の重要性)」について、少なくとも検討が求められるべき要求事項としてはどうか、という意見があった。

定義★

要求事項

Part 1: 本ISSAに準拠する保証業務の実施

Part 2: 基礎的概念、一般原則及び包括的要求事項

Part 3: 保証業務の新規の締結及び更新★

Part 4: 証拠と文書化★

Part 5: 計画★

Part 6: 重要な虚偽表示リスク★

Part 7: 評価した虚偽表示リスクへの対応

Part 8: 結論★

Part 8.1: 虚偽表示の集計と検討★、Part 8.2: 適用される規準の説明の評価★

Part 9: 結論の形成及び報告

Part 5, 6, 8: 情報のAggregation (集約) 及びDisaggregation (細分化) の考え方が示された。
例えば、重要性の決定やリスク評価の段階では、分解された開示情報を前提とし、虚偽表示の評価の段階では、分解された開示情報と集約された開示情報の双方について検討する。

Part 6: 「Significant Risk (特別な検討を必要とするリスク)」の考え方を含めないという案に対しては、多くのボードメンバーからの懸念があった。

サステナビリティ情報の保証（ISSA 5000）

● JICPAの問題意識と対応（前回から継続）

- 内外の状況や非財務情報保証ステアリング・コミッティ及び同ワーキング・グループなどでの議論を踏まえ、協会としての方針を固めていく。特に、**保証業務提供者の要件**（独立性、品質管理基準等を含む）等の視点から検討する。
- EUなどの法定開示・保証制度実施のタイミングに合わせて、かなり早いスピードでの基準開発が想定されるため、「**適時性**」を重視した対応をする。
- 今後、国内関係者のご意見等を踏まえ、日本として望ましい保証基準のあり方を協会としても検討し、IAASBに対して意見発信していく。

● （参考）前回有識者懇談会の説明内容

- 2022年6月ボード会議での議論（優先度の高い課題7項目*）及び今後の予定等。*最終的には、優先項目は、6項目となった。



IAASB 公開草案 ISA 500（改訂）「監査証拠」の概要

第65回 監査・保証基準委員会有識者懇談会

2023年2月27日



基準改訂の目的とスケジュール

- ISA 500「監査証拠」改訂の目的

- ▶ ISA 500の目的、及び他のISAとの関係の明確化
- ▶ 監査人が**入手可能な情報及びそれらの情報源の多様化**に対応するように基準を現代化すること
- ▶ テクノロジーの利用について、以下の2つの点を認識すること
 - ◆ 財務諸表や他の関連情報の作成に**企業がテクノロジー**を利用すること
 - ◆ 監査手続を実施するために**監査人がテクノロジー**を利用すること
- ▶ 「**十分かつ適切な監査証拠**」の概念の明確化
- ▶ 監査人が**職業的懐疑心**を発揮する責任の強調

- スケジュール

- ▶ 2022年9月公開草案公表→**2023年4月24日コメント期限**
- ▶ 2024年6月最終改訂基準承認予定

「監査証拠」公開草案の概要（一部抜粋）（1/2）

- 「監査証拠」の定義—**情報**に**監査手続**を実施して初めて**監査証拠**となるという「インプット—アウトプット・モデル」の導入
- 監査証拠の十分性と適切性—監査証拠の「**十分性**」（量的尺度）と「**適切性**」（質的尺度）は相互に関連し、監査証拠により得られる「**心証の程度 (persuasiveness)**」に影響を与えることの明確化
- 情報の適合性と信頼性の評価—監査証拠として利用することを予定する**情報**の「**適合性**」と「**信頼性**」を評価することを求める。その際、当該情報の**情報源**と、監査手続が想定している**目的**に照らして、その状況において適切な、**適合性と信頼性の属性**の考慮を求めること
 - ▶ 「**正確性**」と「**網羅性**」の属性が該当する場合には、それらに関する監査証拠を入手することの明確化

「監査証拠」公開草案の概要（一部抜粋）（2/2）

- 入手した監査証拠の評価—十分かつ適切な監査証拠を入手したか結論付ける際に、入手した監査証拠が、監査手続が想定していた目的に適っているか立ち止まって評価すること等を求める要求事項（“**stand back**” の要求）を導入
- テクノロジー—例えば、適用指針において、企業又は監査人による**テクノロジーの利用に関する例示**を記載



IAASB 公開草案 複雑でない企業の監査基準 (ISA for LCE) Part10 グループ財務諸表の監査 の概要

第65回 監査・保証基準委員会有識者懇談会

2023年2月27日



公開草案の公表

- 国際監査・保証基準審議会(IAASB)は複雑でない企業の監査基準(ISA for LCE)のPart10「グループ財務諸表の監査」の公開草案を2023年1月24日に公表した。
- コメント期限は2023年5月2日である。

公表の経緯

- 複雑でない企業の監査向けの独立した国際監査基準（ISA for LCE）を作成するプロジェクトである。
- 2021年7月に公開草案が公表され、2022年1月31日までコメントが求められていた。
- 当初公開草案では、グループ財務諸表の監査をISA for LCEの適用範囲から除外していたが、グループ財務諸表の監査を範囲に加えることを求めるコメントが多く寄せられたことに対応し、適用範囲の見直しが行われた。
- 本公開草案は、ISA for LCEのうち、新たに追加されたPart10「グループ財務諸表の監査」部分のみを、改めて公開草案とし、コメント募集を行うものである。

公開草案の概要

- 原則として、構成単位の監査人を含めないのが通常である。ただし、特定の監査手続において実地での立会・実査（例えば、棚卸資産の立会や有形資産の実査）が必要な状況に限定して、構成単位の監査人の関与をISA for LCEの適用範囲内とすることを認めている。
- Part10「グループ財務諸表の監査」を作成するに当たり、ISA 600「グループ監査における特別な考慮事項」をベースに構成単位の監査人の関与に関連するすべての要求事項を削除し、合わせて、構成単位の監査人の関与を前提とした関連する記載を修正している。
- ISA 600の要求事項の多くは、構成単位の監査人に関連するため、結果として、Part10「グループ財務諸表の監査」はISA 600と比べて簡潔になっている。

●●信頼の力を未来へ
jicpa



改正監査基準報告書600 「グループ監査における特別な考慮事項」 の周知活動

第65回 監査・保証基準委員会有識者懇談会
2023年2月27日

改正監基報600周知活動のご紹介

● 公開草案

1. 中小監査事務所向けのリモート研修会を実施（Eラーニング化）
2. 概要資料及び解説記事（CPE単位付与対象）のJICPAウェブサイトへの掲載※¹
3. ショート解説動画の掲載※²

● 確定版

1. 春季全国研修会（2023年2月1日）にて解説を実施（Eラーニング化）
 - 適用に当たっての実務の課題を例示し、必要に応じて企業側とのコミュニケーションを求める旨を記載。詳細は次頁スライドご参照。
2. 概要資料の掲載
3. 会計・監査ジャーナルの5月号に解説記事（CPE単位付与対象）の掲載を予定

※ 1 : https://jicpa.or.jp/specialized_field/1-24-600-0b-20221107.pdf

※ 2 : <https://www.youtube.com/watch?v=PW60q5Xa4qY>

適用に当たっての課題（例示）

- 重要な構成単位概念の廃止
※リスク・アプローチの深化による監査品質の向上・判断の領域の拡大
 - ▶ 重要な虚偽表示リスクへの対応による監査の作業を実施する構成単位の決定と説明
 - ▶ 監査の作業を実施する構成単位の範囲が拡大する可能性
 - ▶ 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査」は拠点ベースで範囲を決定するため、一体監査の観点から改めて作業を行う範囲を適切に決定する必要性（内部統制監査と連携した一体監査の方針の整理が必要となる可能性）
- 構成単位の監査人も含めたグループ監査全体での改正倫理規則や品基報等の遵守の徹底
- 構成単位の監査人との双方向のコミュニケーションの強化
⇒コミュニケーションの質及び量の充実
 - ▶ 監査の様々な局面におけるコミュニケーションの増加
 - ▶ 構成単位の監査人への指揮、監督及びその作業の査閲の強化
- 文書化すべき内容の充実・明確化
 - ▶ 適時・適切な文書作成への対応



グループ・レベルでのリスクの識別と評価に際して、経営者及び監査役等との一層のコミュニケーションが必要になると同時に、グループ監査全体で改正倫理規則や品基報等を遵守することによって高品質の監査の実現につながる点も説明することで、企業側の財務諸表監査に対するより一層の理解につながると考えられる。また、作業を実施する構成単位の範囲の拡大、内部統制の理解の深化等への対応として、従来以上に監査に協力してもらう可能性が生じることについても、企業側に早期に注意喚起しておくことが重要と思われる。

●●信頼の力を未来へ
jicpa

